

# 国立大学法人滋賀医科大学役員会規程

平成16年4月1日制定

令和4年4月1日改正

## (趣旨)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第8条第2項の規定に基づき、役員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (議決事項)

**第2条** 役員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項
- (2) 中期計画に関する事項
- (3) 長期計画に関する事項
- (4) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) コンプライアンス体制の推進に関する事項
- (8) その他役員会が定める重要事項

## (組織)

**第3条** 役員会は、学長及び理事（以下「構成員」という。）をもって組織する。

## (役員会の運営)

**第4条** 役員会は、原則として毎月開催する。ただし、学長が必要と認めたとき又は構成員の過半数の要請があったときは、臨時に開催することができる。

- 2 役員会は学長が主宰し、議長となる。
- 3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した理事が、議長を代行する。
- 4 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 役員会の議事は、審議内容を踏まえて議長が決する。
- 6 議長が必要と認めたときは、理事以外の者の役員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

**第5条** 役員会に関する事務は、総務企画課において処理する。

## (雑則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、役員会が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。